

# 有機農産物等アドバイザー派遣事業実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）及び岩手県特別栽培農産物認証制度に基づく有機農産物及び特別栽培農産物（以下「有機農産物等」という。）の生産拡大及び消費者の信頼性の向上を図るための助言・指導等を行う有機農産物等アドバイザーの派遣について、必要な事項を定める。

## 第2 事業の内容

- 1 本事業は、有機農産物等の栽培管理方法、認証制度又は流通に精通する者等を有機農産物等アドバイザーとして登録するとともに、有機農産物等の生産及び認証の拡大を図ろうとする取組みに対して、有機農産物等の生産者で組織する団体、市町村、農業協同組合など（以下「生産者等」という。）の要請に応じて派遣を行うものである。
- 2 有機農産物等アドバイザーは、派遣先において概ね次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 有機農産物等の栽培管理に関する助言・指導等
  - (2) 有機農産物等の共同管理方式の導入等検査・認証を的確かつ効率的に行うための体制整備に関する助言・指導等
  - (3) 有機農産物等の流通・販売等に関する助言・指導等
  - (4) 有機JAS認証制度に関する助言・指導等

## 第3 有機農産物等アドバイザーの登録

- 1 有機農産物等アドバイザーは、次に掲げる要件のいずれかを満たす者の中から知事が選定するものとする。

区分	要件
1	有機農産物に係る栽培管理等の経験を有する者 ただし、有機農産物の日本農林規格（最終改正 令和6年7月1日農林水産省告示第1280号）に基づく有機農産物の栽培管理・指導・研究（以下「栽培管理等」という。）の経験を有し、水稻、野菜、果樹等の栽培に関して、助言・指導できる技術・知見を有していると認められること。
2	特別栽培農産物に係る栽培管理等の経験を有する者 ただし、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（改正 平成19年3月23日18消安第14413号。以下「ガイドライン」という。）に基づく特別栽培農産物の栽培管理等の経験を有し、水稻、野菜、果樹等の栽培に関して、助言・指導できる技術・知見を有していると認められること。
3	有機農産物等の認証業務（現地検査、認証審査）に従事した経験を有する者
4	有機農産物等の流通・販売等の経験を有する者
5	有機JAS認証制度に関する指導・助言が行える者（有機農業指導員） ただし、有機JAS検査員向け養成研修及び圃場実地検査を活用した現地講習を受講するなど、必要な知識を有していると認められること。

- 2 知事は、前項の選定にあたっては、市町村、岩手県特別栽培農産物認証制度に係る認証機関、JAS法の規定に基づく登録認証機関及び生産行程管理者（岩手県内の生産者に係るものに限る。）等（以下「市町村等」という。）に推薦を依頼するものとする。
- 3 市町村等は、第1項に定める選定の要件を充たす者を、推薦書（様式第1号）により知事に推薦できるものとする。
- 4 知事は、市町村等から推薦のあった者のほか、第2に規定する事業内容を実施するために適当と認められる者を候補として選定し、必要な調査を行った後、有機農産物等アドバイザー登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。
- 5 知事は、前項の登録に当たっては、有機農産物等アドバイザー登録同意書（様式第3号）により、登録予定者の同意を得なければならない。
- 6 知事は、第4項の登録を行った場合には、有機農産物等アドバイザー登録書（様式第4号）を本人に交付するとともに、公表するものとする。

#### 第4 登録の取消し

知事は、次のいずれかに該当する場合は、有機農産物等アドバイザー登録を取消すものとする。

- (1) 第3の第1項に掲げる要件を充たさなくなったとき。
- (2) 本人から登録取消しの申し出があったとき（様式第5号）

#### 第5 事業の実施

- 1 有機農産物等アドバイザーの派遣を受けようとする生産者等は、有機農産物等アドバイザー派遣申請書兼事業計画（様式第6号）により、知事に派遣を申請するものとする。
- 2 知事は、前項の申請内容を適当と認めたときは、その内容、地域、農産物の種類等を勘案し、有機農産物等アドバイザーの派遣を行うものとする。
- 3 本事業を実施した申請者は、事業の完了後すみやかに有機農産物等アドバイザー派遣事業実績書（様式第7号）を、知事に提出するものとする。

#### 第6 経費負担

知事は、有機農産物等アドバイザーを派遣する場合には、有機農産物等アドバイザーに対して謝金及び旅費等の費用を、予算の範囲内で支給するものとする。

##### 附 則

この要領は、平成12年9月7日から施行する。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この要領の施行時に現に登録が行われている有機農産物等アドバイザーについては、改正後の要領第3第1項の区分に応じて登録されたものとみなす。

##### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和3年3月8日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

## 有機農産物等アドバイザー推薦書

ふりがな 氏名		生年月日
住所・連絡先 TEL		
職業（所属・職）		
略歴	(最終学歴) (職歴)	
区分 (要領第3の1に掲げる区分) <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	(左に掲げる区分の経験・活動の内容等)	
関連組織における 活動状況		
推薦理由		

年 月 日

推薦者所属 \_\_\_\_\_

推薦者氏名 \_\_\_\_\_



様式第3号（第3の5関係）

年 月 日

岩手県知事様

住所

氏名

有機農産物等アドバイザー登録同意書

有機農産物等アドバイザーとして、登録を受けるとともに、岩手県ホームページで公表することに同意します。

様式第4号（第3の6関係）

## 有機農産物等アドバイザー登録書

様

あなたを有機農産物等アドバイザーとして登録します。

登録番号	登録区分

年 月 日

岩手県知事

年 月 日

岩手県知事 様

住所

氏名

### 有機農産物等アドバイザー登録取消申請書

年 月 日付で岩手県有機農産物等アドバイザーに登録しておりましたが、  
下記により登録の取消しを申請します。

記

- 1 登録区分及び登録番号
- 2 取消し申請理由



年 月 日

岩 手 県 知 事 様

住所

氏名

### 有機農産物等アドバイザー派遣申請書兼事業計画書

有機農産物等アドバイザー派遣事業実施要領第 4 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

派遣希望日	自	年	月	日	午前・午後	時	分
	至	年	月	日	午前・午後	時	分
派遣を希望する有機農産物等アドバイザーの登録番号及び氏名					(又は	(No. )	(No. ))
事業内容							
研修会等の名称							
研修内容							
参集範囲							
参加予定人数							
その他							

年 月 日

岩手県知事様

住所

氏名

### 有機農産物等アドバイザー派遣事業実績書

有機農産物等アドバイザー派遣事業実施要領第4の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

派遣希望日	自	年	月	日	午前・午後	時	分
	至	年	月	日	午前・午後	時	分
派遣された有機農産物等アドバイザーの登録番号及び氏名						(No. )	
						(又は	(No. ))
事業内容							
研修会等の名称							
研修内容							
参集範囲							
参加人数							
その他							